

(案) 役務契約書

1. 業 務 名 米代東部森林管理署上小阿仁支署庁舎清掃業務
2. 業務場所 米代東部森林管理署上小阿仁支署
秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 376-13
3. 業務内容 別紙「庁舎清掃作業仕様書」のとおり
4. 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から
 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
5. 業務請負金額 金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
6. 契約保証金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 3 月 2 日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 376-13
 分任支出負担行為担当官
 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義 印

受注者 住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者名又は氏名 印

契約金額内訳書

物件名 米代東部森林管理署上小阿仁支署庁舎清掃業務

月別	日数	金額(円)	備 考
令和8年4月	17		週4日
令和8年5月	15		週4日
令和8年6月	18		週4日
令和8年7月	17		週4日
令和8年8月	16		週4日
令和8年9月	15		週4日
令和8年10月	17		週4日
令和8年11月	15		週4日
令和8年12月	16		週4日
令和9年1月	15		週4日
令和9年2月	14		週4日
令和9年3月	17		週4日
計	192		
消費税			10%
総額			

別 表

清 掃 作 業 基 準 表

上小阿仁支署

[illegible]

作業内容詳細

○日常清掃

作業項目	作業内容
床の清掃	箒、集塵機等を使用し、塵芥の回収（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して掃除）
吸殻灰皿の清掃	吸殻の回収、水による防火対応
紙屑の処理	紙屑等の回収、分別、廃棄
手摺の清掃	手摺の拭き清掃（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して掃除）
流し台の清掃	流し台の乾拭き（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して拭き掃除）
扉の清掃	ドアノブ、取っ手等の拭き清掃（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して掃除）
茶殻の清掃	茶殻の回収及び茶殻入れの洗浄
衛生陶器の清掃	スポンジ・ブラシ等で衛生陶器等の清掃（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して掃除）
汚物の処理	汚物の回収
マットの清掃	集塵機による吸引、又は叩き清掃
排水溝の洗浄	流し台等の、排水口を簡易分解しスポンジ・ブラシ等で清掃

○定期清掃

作業項目	作業内容
床の清掃	モップ等を使用し、水拭き（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して掃除）
玄関の洗浄	箒、集塵機等を使用し、塵芥の回収（汚れがひどい場合は洗剤等を使用して掃除）

別紙

庁 舎 清 掃 作 業 仕 様 書

- 1 本作業は契約条項及びこの仕様書に基づくほか、担当職員の指示により全て誠実に履行すること。
- 2 作業の内容は、庁舎内外の清掃、茶器具の洗浄及びこれらに付随する作業を行うものとし、その実施箇所の名称、区分及び実施方法は別紙（庁舎清掃作業基準表）のとおりとする。
- 3 本作業に使用する器具、器材、消耗品類は請負人の負担とする。
ただし、トイレットペーパー、液体石鹼等の衛生用品等は米代東部森林管理署上小阿仁支署の負担とする。
- 4 作業を実施する者の心得
 - (1) 作業実施に当たっては、担当職員の指示監督に従うこと。
 - (2) 常に清潔な作業衣を着用して、機敏に行動するとともに、外来者に対して不快感を与えないこと。
- 5 作業上の一般注意
作業の実施に当たっては、常に安全に注意し、火気の始末、特に人が不在箇所の火気の消火等に協力すること。
- 6 作業を実施する日時
 - (1) 事務室、支署長室の清掃は、原則として職員の勤務時間前に行うこと。
 - (2) 作業は月、火、木、金の週4日（祝日等の行政機関の休日とし、作業時間は、原則として午前7時00分から午前11時00分の1日4時間とする。）
なお、令和8年12月29日から令和9年1月3日までは、作業を要しない日とする。
- 7 日常の清掃上の注意事項
 - (1) 清掃箇所の備品は勿論、下部も手の届く限りできるだけ清掃すること。
 - (2) 机の上面は清水を用いて雑巾掛けすること。
 - (3) 紙屑、吸殻等は毎日始末し、ゴミ袋に収納の上、指定箇所に運ぶこと。
 - (4) 室内床面の清掃に当たっては、塵埃が飛散することのないように注意し、床面の汚れは洗剤を用いて除去すること。
 - (5) トイレ清掃に当たっては、便器汚物入れ等その周辺を常に清潔に保つこと。
また、トイレ備付けのトイレットペーパー、液体石鹼類について在庫を確認し適宜補充すること。これらの物品については米代東部森林管理署上小阿仁支署で支給するものとする。
 - (6) 庁舎玄関及びホールの清掃は特に入念に行うこと。
 - (7) 清掃に支障となる物品等を移動し、除去する必要がある場合は、担当職員の指示を受けること。

- (8) 茶碗、茶器具の洗浄及び格納に当たっては、損傷することのないように、その取り扱いに注意し、衛生上にも留意して作業すること。
- (9) 庁舎、玄関階段等の通路および裏口通路の清掃は、箒等により行うものとし、冬季は職員の出勤前に除雪を行うものとする。また必要に応じ排水溝の清掃を行い、その他庁舎外周の清掃については、発注者から指示された都度行うこと。
- (10) 庁舎 2 階支署長室、事務室の暖房機の点火は職員の出勤前に行うものとし、器具類に異常を認めたときは、点火を中止し、速やかにその状況を発注者に報告し指示を得ること。また、1 階ペレットストーブについては必要に応じて点火すること。

8 その他留意事項

- (1) 検査の結果不合格となった場合には、担当職員の指示に従い、その箇所の再作業を行い直ちに再検査を受けること。
- (2) この仕様書によりがたい場合又は不測の事態が生じたときには、担当職員にその事由を申し出て、その指示を受けること。

4月	5月	6月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 ○ ○ ○ ○ 12 13 14 15 16 17 18 ○ ○ ○ ○ 19 20 21 22 23 24 25 ○ ○ ○ ○ 26 27 28 29 30 ○ ○ 祝日の日 ○	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 祝日の日 みどりの日 こどもの日 昭和の日 ○ ○ 10 11 12 13 14 15 16 ○ ○ ○ ○ 17 18 19 20 21 22 23 ○ ○ ○ ○ 24 25 26 27 28 29 31 ○ ○ ○ ○	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 ○ ○ ○ ○ 14 15 16 17 18 19 20 ○ ○ ○ ○ 21 22 23 24 25 26 27 ○ ○ ○ ○ 28 29 30 ○ ○
計 17	計 15	計 18
累計 17	累計 32	累計 50

7月	8月	9月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 ○ ○ ○ ○ 12 13 14 15 16 17 18 ○ ○ ○ ○ 19 20 21 22 23 24 25 ○ ○ ○ ○ 26 27 28 29 30 31 ○ ○ ○ ○	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 ○ ○ ○ ○ 9 10 11 12 13 14 15 ○ 山の日 ○ ○ 16 17 18 19 20 21 22 ○ ○ ○ ○ 23 24 25 26 27 28 29 ○ ○ ○ ○ 30 31 ○	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 ○ ○ ○ ○ 13 14 15 16 17 18 19 ○ ○ ○ ○ 20 21 22 23 24 25 26 ○ ○ ○ ○ 27 28 29 30 ○ ○
計 17	計 16	計 15
累計 67	累計 83	累計 98

10月	11月	12月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ○ ○ ○ ○ 11 12 13 14 15 16 17 ○ ○ ○ ○ 18 19 20 21 22 23 24 ○ ○ ○ ○ 25 26 27 28 29 30 31 ○ ○ ○ ○	日 月 火	

平面図



米代東部森林管理署上小阿仁支署